

## 指定出資法人の役員への府職員の派遣に関する調査票

法人名	大阪信用保証協会					
法人所管課	商工労働部中小企業支援室金融課					
設立年月日	昭和23年10月26日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	0名	うち府退職者	2名
			その他(前大阪信用保証協会企業支援部長他)		3名	
	非常勤	16名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	401名		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	大阪府内の中小企業者等に対する信用保証業務					
対象役員	常務理事(常勤)					
<p>【法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に実施した「コロナ関連融資(特に「ゼロゼロ融資」)」の爆発的な利用者増大により、保証債務残高は、ピーク時の令和3年度末時点で約23万件、金額にして約4兆2,000億円にまで達した。</li> <li>令和5年度末での保証債務残高は、約21万件、3兆8,900億円と、コロナ関連融資の返済開始とともに徐々に減少しているものの、コロナ禍前の平成30年度末時点と比べ、約5万件、1兆6,000億円以上も増加しており、「ゼロゼロ融資」終了後も借換え需要に対応した「新型コロナウイルス感染症等伴走資金」の利用者数が全国一位を記録したこと、長期の融資期間等も勘案すると、今後も高水準で推移することが予測される。</li> <li>これに伴う期中管理件数の増大、更には、コロナ関連融資の返済開始に加え、物価高騰等の影響による代位弁済件数も増加傾向にあり、コロナ禍で膨れ上がった債権管理の重要性が更に増しており、これまで以上に適正な債権管理が求められている。</li> <li>また、これまでは、期中管理・経営支援については、直接の債権者である金融機関が主体であるとし、信用保証協会は、金融機関に対し、適切な期中管理・経営支援を実施するよう促す立場としていたが、令和6年6月に「信用保証協会に対する監督指針(金融庁・経済産業省)」が改正され、改正後は、上記に加え、信用保証協会に対し、金融機関や各支援機関等と密に連携することや、期中管理や経営支援・事業再生支援等に自ら主体的に取り組んでいくことと共に、そのための態勢の整備も求められることとなった。</li> <li>コロナ禍を経て、信用保証協会に求められる役割も変化し、保証業務だけでなく、経営支援や事業再生等にも主体的に取り組まなければ保証制度自体の円滑な運営が困難となっており、大阪府信用保証協会では、令和6年度から8年度までを計画期間とする第7次中期事業計画を策定し、当該協会が目指すべき姿を「金融と経営のトータルサポーター」とするビジョンを掲げ、事業者支援に取り組むとしている。</li> </ul>						
<p>【上記課題に対する対応方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から、経営支援、経営改善支援、再生支援をはじめ、モニタリング態勢の強化等による期中支援の充実、さらにサービサーの積極的活用等による回収強化の取組みを進める。</li> <li>ゼロゼロ融資返済本格化に伴い、返済開始事業所を中心に経営支援メニューや借換えなどを案内したDMを送付し、協会への相談を呼びかける(プッシュ型)とともに、金融機関からの連携支援希望先企業に対し、帯同訪問による経営相談に応じる(プル型)など、取りこぼしのない経営支援に努める。</li> <li>金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していく。</li> <li>また、中小企業に対する経営支援として、創業フェアやビジネスフェアなどに加え、府や関係機関等とも連携しつつ、創業支援や事業承継支援などにも力を注いでいく。</li> </ul>						
<p>【対象役員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長を補佐し、協会の業務に関すること。</li> <li>常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること。</li> <li>関係部署の管理並びに国・大阪府・支援機関など関係機関との協議・調整に関すること。</li> </ul>						

【法人の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府職員を派遣する必要性等】

- 府は保証協会の基本財産の約30%（約345億円）を出捐しているとともに、府の中小企業施策の根幹をなす制度融資の運営にあたり損失補償金（R5年度・約17億円）を交付するなど財政的・政策的にも関わりが極めて深い。
- また、保証協会は、府の中小企業支援施策の柱である資金面からの支援を債務保証により実行する唯一の機関である。
- 府内中小企業者への円滑な資金供給を実現するためには、府と保証協会が緊密なコミュニケーションをとりながら、両者が良好な協調関係を維持し、一体となって地域金融政策を推進していくことが必要不可欠であり、地域特性や府の政策的意図を十分に理解した上で、制度融資の創設・運営、企業個々の事情や特性に応じた審査を実行することが希求されることから、府職員が協会の理事に就任する意義は極めて大きい。
- 特に、災害や感染症等の危機事象の発生、急激な為替変動などによるセーフティネット融資の実行は、国一律ではなく、都道府県の意向で実施時期や条件も異なる。府（知事）の意向をうけた迅速な制度実施のためには、協会との連携は不可欠であり、常任理事会の主力メンバーとして、その実施の意思決定の際、府の実情や意向を理解する府職員が参画することは極めて重要である。
- また、信用保証協会が「大阪府事業承継ネットワーク」や「大阪産業局」などと連携して中小企業を支援する上で、国・府の商工労働施策に精通した府関係者が役員に就任することのメリットは非常に大きい。
- さらに、信用保証協会は、申込企業や取扱金融機関を通じて利用企業の財務状況等企業情報を入手し管理しているが、特定金融機関出身者が常勤役員となった場合、利用者や金融機関から見て情報管理の公平性・信頼性に疑念を持たれる可能性がありコンプライアンス上問題が生じる恐れがある。
- こうしたことから、引き続き府の財政的・政策的な関わりが深い状況下において、今後も継続して『常勤役員ポスト』に府職員の就任が必要である。
- なお、コロナ禍以降の保証債務残高が急激に増加する中、コロナ関連融資で減少傾向にあった損失補償額は、ここ数年、増加傾向にあり、今後もコロナ関連融資の返済開始に加え、物価高騰等の影響により、代位弁済となる企業が増加し、更なる増額が懸念される。このように、今後、府財政にとってのリスクが高まる状況にあり、これまで以上に、損失補償金・求償権についての適正な管理を行っていく必要がある。